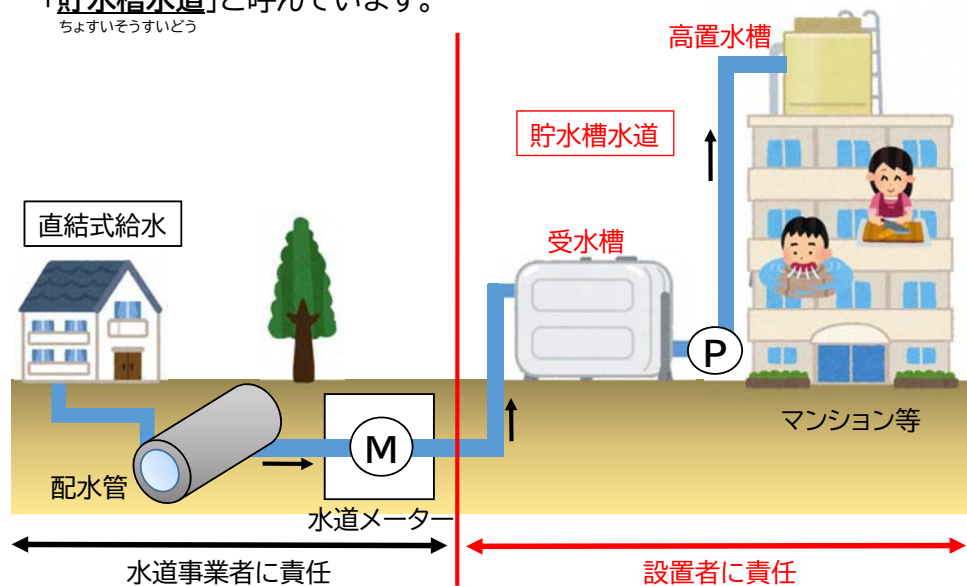


## 貯水槽水道とは

ビルやマンション等の大きな建物では、高いところに水を送るため、水道管を経由して来た水道水をいったん受水槽や高置水槽に貯めてから、ポンプで給水しているところがあります。このような方式の水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。

ちよすいそうすいどう



貯水槽水道の利用者は水道水を直接使用するのではなく、いったん貯水槽に受けた後に料理や飲み水等に使用しているため、受水槽以降の水はその設置者が責任をもって管理しなければなりません。

貯水槽水道は、大きさによって2つに分類されます

貯水槽水道

**簡易専用水道**  
受水槽の有効容量が **10m<sup>3</sup> を超えるもの**

水道法で適正な管理が義務付けられています。  
(水道法第34条の2  
および草津市上水道事業給水条例)

**小規模貯水槽水道**  
受水槽の有効容量が **10m<sup>3</sup> 以下のもの**

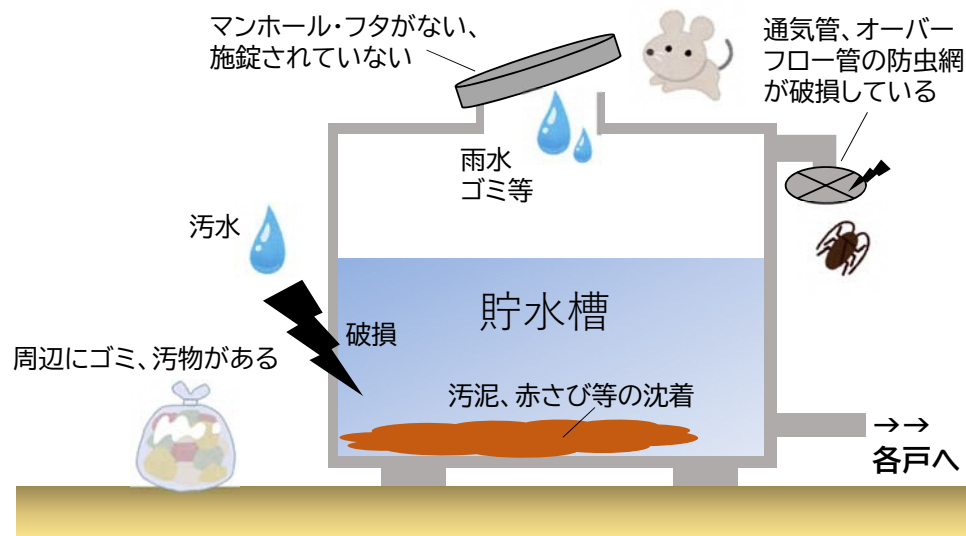
簡易専用水道に準じた管理に努めるよう定めています。  
(滋賀県飲用井戸等衛生対策要領  
および草津市上水道事業給水条例)

## 安全と健康を守るために

適切に管理されていない貯水槽は水が汚染される原因になり、異常な味やにおい、感染症などを引き起こす可能性があります。

受水槽や高置水槽は点検口やオーバーフロー管などが常に外気と触れています。そのため、フタがきちんと閉まっていなかったり、オーバーフロー管先端の防虫網が破損していると雨水や虫などが入り込んで水が汚染される原因になります。

### 水質事故の原因



- 貯水槽水道は、設置者が清掃・点検など、衛生管理を行わなければなりません。
- 常に清潔にし、誰もが安心して水を飲める水を守るために、設置者・管理責任者による管理が必要です。

## 貯水槽水道の衛生管理について

簡易専用水道については、水道法で定められた管理を行う義務があります。小規模貯水槽水道についても、これに準じた管理に努めてください。

### 年に1回以上、定期検査を受けてください

- 厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関に依頼して、定期検査を受けてください。登録検査機関は、厚生労働省のホームページに掲載されています。
- 検査を怠った設置者には、罰則が適用されることがあります。
- 検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、設置者自ら管轄の市や町にそのことを報告し、速やかに対策しなければなりません。



### 年に1回以上、定期的に清掃しましょう

- 定期的に清掃し、いつも清潔な状態を保つようにしてください。
- 貯水槽の清掃には専門的な知識、技能が必要です。自分で行うのではなく、専門の清掃業者に依頼するようにしましょう。



### 日常的な点検・水質検査をしてください

- 水の汚染を防ぎ、安全を確認しましょう。

透明なガラス  
コップで!



#### 施設の点検・整備

- ✓ 水槽周囲は清潔か
- ✓ 水槽の破損・亀裂はないか
- ✓ マンホールの密閉・施錠
- ✓ 水槽内部の状態

#### 簡易な水質検査

- ✓ 水の色は無色透明か
- ✓ 塩素臭以外の異臭はないか
- ✓ 異常な味がしないか
- ✓ 残留塩素が低すぎないか

## 貯水槽水道の衛生管理について

水に異常を感じたらすぐに知らせてください



- 人の健康を害するおそれがあるときは、すぐに給水を停止し、その水の使用が危険であることを関係者(利用者、所管の保健所や市町等)に知らせてください。

届出が必要です



### 貯水槽を設置するときや、届出内容に変更があるとき

- 設置・変更・廃止・休止をしようとするときは、下記様式等を記入のうえ窓口へ提出が必要です。(草津市上水道事業給水条例施行規程より)

速やかに

例えば、設置者や管理責任者の氏名・連絡先を変更するとき「貯水槽水道変更届」を提出してください。



下記の窓口へ届出  
を行ってください。

草津市ホームページ「貯水槽水道の清掃・点検・検査の実施について」から様式をダウンロードできます。  
「<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/suidogesuido/suido/chosuisokanri.html>」

### 貯水槽の定期点検を行ったとき

検査後1ヶ月以内を目安に

- 検査機関等が発行いたします「貯水槽清掃点検報告書」、「水質検査報告書」等の写しを提出してください。



写しを窓口へ持参  
写しを郵送  
FAXを送信  
データ添付しメール送信

いずれかで提出してください。

### 窓口・提出先

所管区域	担当課	電話番号
草津市役所	上下水道部 給排水課	電話 077-561-2443 (直通) FAX 077-561-2481 メール <a href="mailto:kyuhaisui@city.kusatsu.lg.jp">kyuhaisui@city.kusatsu.lg.jp</a> 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号(2階)